

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田 中 久 義

路線名	志木停車場線
供用開始の区間	志木市本町六丁目二三六三番八地先 から同市本町六丁目二三七七番一地先 まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)
供用開始の期日	令和七年五月十三日
備考	平成三十年十一月 六日付け埼玉県朝霞 県土整備事務所長 告示第六号で告示し た道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一六八・四四メ ートル